

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔目次〕</p> <p style="text-align: center;">第2編 居住者の納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 各種所得の金額の計算</p> <p style="text-align: center;">第2款 所得金額の計算の通則</p> <p>法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費)共通関係</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4款 必要経費等の計算</p> <p style="text-align: center;">第2目 資産の評価及び償却費</p> <p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">〔目次〕</p> <p style="text-align: center;">第2編 居住者の納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 各種所得の金額の計算</p> <p style="text-align: center;">第2款 所得金額の計算の通則</p> <p>法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費)共通関係</p> <p style="text-align: center;"><u>〔リース取引に係る所得計算(令第184条の2関係)〕</u></p> <p style="text-align: center;">第4款 必要経費等の計算</p> <p style="text-align: center;">第2目 資産の評価及び償却費</p> <p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p style="text-align: center;"><u>〔国外リース資産の償却の方法〕</u></p>

〔リース資産の償却等〕

第7款 収入及び費用の帰属の時期の特例

法第67条の2（リース取引に係る所得の金額の計算）関係

法第2条（定義）関係

〔控除対象配偶者及び扶養親族（第33、第34号関係）〕

（里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人の範囲）

2-49 ……………

（注）1 ……………同法第11条第1項第3号（老人ホームへの入所等）参照

2 ……………

法第36条（収入金額）関係

〔収入金額の収入すべき時期〕

（利息制限法の制限超過利子）

36-8の5 ……………

（1）……………

（2）……………

（3）……………（貸金業法第43条第1項（任意に支払った場合のみなし弁済）の規定の適用を受けた金額を除く。）……………

（注）……………

（新 設）

第7款 収入及び費用の帰属の時期の特例

（新 設）

法第2条（定義）関係

〔控除対象配偶者及び扶養親族（第33、第34号関係）〕

（里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人の範囲）

2-49 ……………

（注）1 ……………同法第11条第1項第3号（市町村の採るべき措置）参照

2 ……………

法第36条（収入金額）関係

〔収入金額の収入すべき時期〕

（利息制限法の制限超過利子）

36-8の5 ……………

（1）……………

（2）……………

（3）……………（貸金業の規制等に関する法律第43条第1項（任意に支払った場合のみなし弁済）の規定の適用を受けた金額を除く。）……………

（注）……………

改正後	改正前
<p>法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費)共通関係</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費)共通関係</p> <p><u>〔リース取引に係る所得計算(令第184条の2関係)〕</u></p> <p><u>＜リース取引の意義＞</u></p> <p><u>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</u></p> <p><u>36・37共-24 令第184条の2第3項第1号に規定する「これに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 資産の賃貸借に係る契約に解約禁止条項がない場合であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、賃借人が、当該賃貸借に係る賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)を支払うこととされているもの</u></p> <p><u>(2) 資産の賃貸借に係る契約において、当該賃貸借期間中に解約をする場合の条項として次のような条件が付されているもの</u></p> <p><u>イ 賃貸借資産(当該賃貸借の目的となる資産をいう。以下36・37共-26までにおいて同じ。)を更新するための解約で、その解約に伴いより性能の高い機種又はおおむね同一の機種を同一の賃貸人から賃貸を受ける場合は解約金の支払を要しないこと。</u></p> <p><u>ロ イ以外の場合には、未経過期間に対応するリース料の額の合計額(賃貸借資産を処分することができたときは、その処分価額の全部又は一部を控除した額)を解約金とすること。</u></p> <p><u>(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)</u></p> <p><u>36・37共-25 令第184条の2第3項第2号に規定する「当該資産の使用に伴って生ずる</u></p>

(削 除)

(削 除)

費用を実質的に負担すべきこと」とは、その賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の額の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。以下36・37共-26において同じ。)の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)とされていることをいう。

(おおむね全部の判定)

36・37共-26 36・37共-24及び36・37共-25に定める「おおむね全部」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。

(1) 資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額をリース料の額に加算する。この場合、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価に相当する金額を購入価額とする。

(注) 残価とは、賃貸人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。以下36・37共-34までにおいて同じ。

(2) 資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃貸人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算する。

<売買とされるリース取引>

改正後	改正前
(削 除)	<p><u>(売買とされる取引に準ずるものの意義)</u></p> <p><u>36・37共-27 令第184条の2第1項に規定する「これらに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) リース期間(令第184条の2第1項第1号に規定するリース期間をいう。以下36・37共-47までにおいて同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約(令第184条の2第3項に規定するリース取引(以下36・37共-44までにおいて「リース取引」という。)に係る契約をいう。以下36・37共-44までにおいて同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</u></p> <p><u>(2) 賃貸人に対してそのリース取引の目的となる資産(以下36・37共-44までにおいて「リース資産」という。)の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</u></p> <p><u>(3) リース期間が令第129条((減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額))に規定する財務省令で定める耐用年数(以下36・37共-35までにおいて「耐用年数」という。)に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引</u></p>
(削 除)	<p><u>(著しく有利な価額)</u></p> <p><u>36・37共-28 リース期間の終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る</u></p>

(削 除)

権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、当該リース資産につき耐用年数を基礎として定率法により計算したその購入時における未償却残額に相当する金額以上の金額とされているときは、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は令第184条の2第1項第2号に規定する「著しく有利な価額」に該当しないものとする。

(専属使用のリース資産)

36・37共-29 次に掲げるリース取引は、令第184条の2第1項第3号に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。

(1) 土地、建物、建物附属設備又は構築物(建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものを除く。)を対象とするリース取引

(2) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であつて、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引

(削 除)

(専用機械装置等に該当しないもの)

36・37共-30 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、36・37共-29の(2)に定めるリース取引には該当しないものとする。

(1) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等

(2) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作さ

改正後	改正前
(削 除)	<p><u>れた機械装置等で、その附属部分が特別の仕様を有するもの</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用することができる</u> <u>と認められるもの</u></p>
(削 除)	<p><u>(形式基準による専用機械装置等の判定)</u></p> <p><u>36・37共-31 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の100分の80に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第184条の2第1項第3号に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p>
(削 除)	<p><u>(識別困難なリース資産)</u></p> <p><u>36・37共-32 令第184条の2第1項第3号に規定する「リース資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。</u></p>
(削 除)	<p><u>(相当の差異の意義)</u></p> <p><u>36・37共-33 令第184条の2第1項第4号に規定する「相当の差異があるもの」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) リース期間が耐用年数に比して短い場合 当該リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるもの</u></p>

(削 除)

(2) リース期間が耐用年数に比して長い場合 当該リース期間(再リースすることが明らかなものについては、当該再リースに係るリース期間を含む。)がリース資産の耐用年数の100分の120に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)を上回る期間であるもの

(注) 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)  
において、それぞれの資産の耐用年数を加重平均した年数(リース料の額の合計額又は賃貸人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により、上記の判定を行っているときは、これを認めるものとする。

(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)

36・37共-34 次に掲げるリース取引については、令第184条の2第1項第4号に規定する「当該賃貸人又は当該借入人の所得税又は法人税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。

(1) リース期間が耐用年数に比して短い場合

イ リース期間の月数にその見込まれる再リース期間の月数を加えた月数をリース期間とするリース取引が行われたと仮定した場合に、賃貸人が各年において支払うリース料の額のうち当該リース期間を基礎として計算した適正リース料の額を超える部分の金額につき前払費用として処理しているもの

ロ 賃貸人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなもの

(2) リース期間が耐用年数に比して長い場合

イ 賃貸人におけるリース資産の償却費の額について、当該リース期間にわたって当該リース料の額に応じて必要経費に算入しているもの

改正後	改正前
<p>(削 除)</p>	<p><u>ロ リース契約の中に、賃借人が公正な市場価額でリース資産を購入する旨の条項(以下この項において「公正市場価額条項」という。)が付されているもの</u></p> <p><u>(注) リース契約の中に公正市場価額条項が付されている賃貸借であっても、次のすべての要件を満たすものでない場合は、公正市場価額条項が付されていないものとして取り扱う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 リース資産のリース期間終了時における公正な市場価額が残価を上回る可能性が高いと認められること。</u></li> <li><u>2 賃借人がリース資産を購入する権利を有する場合において、当該権利の行使をするに当たって、残価と公正な市場価額との差額についていかなる清算又は調整をもしないことが明らかであること。</u></li> <li><u>3 リース期間がリース資産の使用可能期間よりも相当短いこと。</u></li> </ol> <p><u>(適正リース料の額)</u></p> <p><u>36・37共-35 36・37共-34の(1)のイの場合において、適正リース料の額とは、各年分のうちに含まれるリース期間に対応するリース料の額(当該年の中でリース期間が終了したため当該年分に含まれる再リース期間がある場合には、当該リース料の額と当該再リース期間に対応する再リースの額との合計額とする。)のうち次の算式により計算した金額をいう。</u></p> <p><u>なお、再リース期間の推定が困難である場合は、そのリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を月数に換算し、その月数からリース期間の月数を控除した期間を再リース期間としてその計算を行うものとする。</u></p>

<u>リース期間及び見込まれる再リース期間において支払うべきリース料及び再リース料の総額</u>	×	<u>当該年分のうちに含まれるリース期間及び再リース期間の月数</u>
		<u>リース期間の月数と見込まれる再リース期間の月数の合計月数</u>

(注) 1 再リース期間を含む全体のリース期間の見積りは、店舗用設備等で過去の設備更新の状況が明らかなものを対象とするリース取引については、その個別の事情に基づいてこれを行い、ガソリンスタンドの洗車設備に係るリース契約のように、一般にそのリース取引におけるリース期間(再リース期間を含む。)がおおむね一定しており、かつ、そのリース期間の終了後に賃貸人に返還されることが明らかな資産を対象とするリース取引については、そのリース期間による。

2 リース契約において再リース料の額が定められていない場合には、そのリース取引に係る再リース料の額は、一般のリース取引における再リース料の額を参酌して合理的に見積もる。

(期間経過に伴う前払費用の必要経費算入)

36・37共-36 36・37共-34の(1)のイにより前払費用とされた金額は、再リース期間の属する年分において、次の算式により計算した金額以下の金額を各種所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

<u>36・37共-35に定める算式により計算した金額</u>	＝	<u>当該年分のうちに含まれる再リース期間に対応する再リース料の額</u>
---------------------------------	---	---------------------------------------

(注) 1 当該年の中途でリース期間が終了した場合には、当該年分の当該リース期間

(削 除)

改正後	改正前
(削 除)	<p><u>に対応するリース料の額を算式中「当該年分のうちに含まれる再リース期間に対応する再リース料の額」に含める。</u></p> <p><u>2 再リース料の額は、再リース期間の経過に応じて各種所得の金額の計算上必要経費に算入する。</u></p> <p><u>(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)</u></p> <p><u>36・37共-37 賃借人がリース期間の中途又はリース期間の終了後にそのリース資産を購入した場合において、その購入の時に36・37共-34の(1)のイにより前払費用とされている金額があるときは、その前払費用とされている金額をその資産の取得価額に含めるものとする。</u></p>
(削 除)	<p><u>(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)</u></p> <p><u>36・37共-38 賃借人がリース期間の中途又はリース期間の終了後にそのリース資産を賃借人に返還した場合には、その返還した日において前払費用とされている金額は、同日の属する年分において各種所得の金額の計算上必要経費に算入する。</u></p>
(削 除)	<p><u>(リース料の額の収入計上時期)</u></p> <p><u>36・37共-39 賃貸人が各年分において收受すべきリース料の額は、賃借人においてその支払うリース料の額の一部が前払費用とされている場合においても、当該年分の各種所得の金額の計算上総収入金額に算入する。ただし、賃貸人が、各年分において收受すべきリース料の額のうち36・37共-35の算式に準じて計算した金額を超える部分の金額につき、当該各年分において前受収益として経理するとともに、当該前受収益として経理した金額につき、再リース期間の属する各年分において36・37共-36に準じて計算した金額を各種所得の金額の計算上総収入金額に算入している場合には、これを認めるものとする。</u></p>

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)

36・37共-40 貸貸人においてそのリース料の額の一部を前受収益として経理している場合において、リース期間の中途又はリース期間の終了後にリース資産が賃借人から返還されたときは、その返還があった日において前受収益として経理している金額は、同日の属する年分において各種所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

(リース資産の取得価額)

36・37共-41 令第184条の2第1項の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、賃借人における当該リース資産の取得価額は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、そのリース取引に係る契約書等により、そのリース料の額の合計額のうち貸貸人におけるそのリース資産の取得価額から成る部分の金額を区分することができる場合には、その賃借人におけるリース資産の取得価額から成る部分の金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。

(注) 1 再リース料の額は、リース資産の取得価額に算入しない。

2 リース資産を業務の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

3 リース期間の終了後に当該リース資産を賃借人が購入した場合における賃借人が支払う購入代価の額は、その購入をした時に当該リース資産の取得価額に加算する。

(償却費として必要経費に算入する金額とするリース料の額)

36・37共-42 令第184条の2第1項の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、賃借人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する年分において賃借料等として必要経費に算入しているときには、当該リース料の

改正後	改正前
<p>(削 除)</p>	<p><u>額(36・37共-41のただし書によっている場合には、当該リース料の額のうち貸貸人におけるそのリース資産の取得価額から成る部分の金額に対応する金額に限る。)</u>は、<u>法第49条第1項((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する償却費として各種所得の金額の計算上必要経費に算入する金額に含まれるものとする。</u></p> <p><u>(注) 賃借人が36・37共-41のただし書によってリース資産の取得価額を計算している場合には、当該リース資産に係るリース料の額のうちその取得価額に算入しなかった金額に対応する金額は、リース期間の経過に応じて各種所得の金額の計算上必要経費に算入する。</u></p> <p><u>(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)</u></p> <p><u>36・37共-43 令第184条の2第1項の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、当該リース取引が法第65条第2項((延払条件付販売等の要件))に規定する要件を満たすときは、貸貸人はそのリース取引に係る収入金額及び費用の額の計算につき、同条の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間中に収受すべきリース料の額の合計額を令第188条((延払基準の方法))に規定する「延払条件付販売等の対価の額」として取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 1 そのリース取引が行われた日の属する年の翌年以後の年分において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する年の前年以前の各年分についての当該リース取引(法第65条第2項に規定する要件を満たすものに限る。)に係る収入金額及び費用の額は、原則として令第188条に規定する延払基準の方法により計算した収入金額及び費用の額とする。</u></p> <p><u>2 再リース料の額は、延払条件付販売等の対価の額に含めなくて、その収受すべき日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額に算入する。</u></p>

(削 除)

(削 除)

(削 除)

## ＜金銭の貸借とされるリース取引＞

### (金銭の貸借とされるリース取引の判定)

36・37共-44 令第184条の2第2項に規定する「一連の取引」が同項に規定する「実質的に金銭の貸借であると認められるとき」に該当するかどうかは、取引当事者の意図、リース資産の内容等から、そのリース資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。したがって、例えば、次に掲げるようなものは、これに該当しないものとする。

(1) 譲渡人が資産を購入し、当該資産をリース契約により賃借するために譲受人に譲渡する場合において、譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等として経理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの

イ 多種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること。

ロ 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること。

ハ 既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること。

(2) 業務の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のために行われるもの

### (借入金として取り扱う売買代金の額)

36・37共-45 令第184条の2第2項の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受け入れた金額は、借入金の額として取り扱い、譲渡人がリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額については、当該借入金の返済をすべき金額(以下36・37共-46までにおいて「元本返済額」という。)として取り扱う。この場合において、譲渡人が各年分に支払うリース料の額に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元

改正後	改正前
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係</p>	<p><u>本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものと処理しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(償却費として必要経費に算入する金額とするリース料の額)</u></p> <p><u>36・37共-46 令第184条の2第2項の規定の適用がある場合において、譲渡人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する年分において賃借料等として必要経費に算入しているときには、当該リース料の額のうち元本返済額に相当する部分の金額については、法第49条第1項に規定する償却費として各種所得の金額の計算上必要経費に算入する金額に含まれるものとする。</u></p> <p><u>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</u></p> <p><u>36・37共-47 令第184条の2第2項の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、譲受人がリース期間中に収受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、譲受人が各年分に収受するリース料の額に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</u></p> <p>法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係</p>

〔棚卸資産の評価の方法(令第99条関係)〕

(未着品の評価)

47-8の2 未着品(……………以下この項において同じ。)…(以下この項、  
47-9及び47-17……………)

(低価法における低価の事実の判定の単位)

47-9 ……(……………通常差益率の同じものとする。)…

(時価)

47-10 棚卸資産について低価法を適用する場合における令第99条第1項第2号に規定する「その年12月31日における価額」は、その年12月31日においてその棚卸資産を売却するものとした場合に通常付される価額(以下この項において「棚卸資産の年末時価」という。)による。

(注) 棚卸資産の年末時価は、通常、商品又は製品として売却するものとした場合の売却可能価額から見積追加製造原価(未完成品に限る。)及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額によることに留意する。

(削 除)

〔棚卸資産の評価の方法(令第99条関係)〕

(未着品の評価)

47-8の2 未着品(……………以下この項及び47-10の2において同じ。)…(以下47-10まで及び47-17……………)

(低価法における低価の事実の判定の単位)

47-9 ……(……………通常差益率の同じものとする。以下47-12までにおいて同じ。)…

(購入した棚卸資産の時価)

47-10 購入した棚卸資産について低価法を適用する場合における令第99条第1項第2号に規定する「その年12月31日におけるその取得のために通常要する価額」(以下47-13までにおいて「時価」という。)は、その年12月31日においてその棚卸資産の所在する場所でこれと種類等を同じくする棚卸資産について通常取引方法により通常取引される数量を購入する場合の購入代価にその付随費用を加算した金額による。

(未着品の時価)

47-10の2 未着品について低価法を適用する場合において、その未着品につきその取得のために通常要する引取運賃、荷役費その他の付随費用のうちその年12月31日までに支出がされていないためその取得価額に算入されていないものがあるときは、当該未着品の時価は、その算入されていない費用に相当する費用の額を含めないところで計算した金額による。

改正後	改正前
(削 除)	<p><u>(製造等に係る棚卸資産の時価)</u></p> <p><u>47-11 自己の製造等に係る棚卸資産について低価法を採用する場合における時価は、その年12月31日においてその棚卸資産が製造等されたものと仮定した場合の製造原価の額と、これを消費し又は販売の用に供するために直接要する費用の額との合計額による。ただし、継続して同一の方法による場合には、その年12月31日において通常取引されるその棚卸資産の販売価額から一般管理費、販売費及び利益の額(利益の額を計算することが困難であるときは、その販売価額の5%相当額とする。)の見積額の合計額に相当する金額を控除した金額を、その棚卸資産の時価とすることができる。</u></p>
(削 除)	<p><u>(製品について控除法により評価する場合の半製品又は仕掛品の時価)</u></p> <p><u>47-12 製品について47-11のただし書によりその時価を計算している場合には、その製品と種類等を同じくする製品となる半製品又は仕掛品の時価は、当該製品の時価を基礎として、その進行又は完成の程度に応じて計算した金額による。</u></p>
(削 除)	<p><u>(建値と市中相場とがある棚卸資産の時価)</u></p> <p><u>47-13 建値と市中相場とがある棚卸資産について低価法を適用する場合の時価は、建値により取得したものについてはその建値、市中相場により取得したものについてはその市中相場に、それぞれその付随費用を加算した金額による。</u></p> <p><u>(注) その年12月31日における棚卸資産がいずれにより取得されたものであるか明らかでないときは、取得数量の比その他適正な方法により区分する。</u></p>
<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p>	<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p>
(削 除)	<p><u>〔国外リース資産の償却の方法〕</u></p>

(削 除)

(削 除)

(削 除)

〔償却費の計算(令第131条関係)〕

(再リース期間)

49-1の4 令第120条第1項第6号に規定する「賃貸借の期間」には、リース取引(同号に規定するリース取引をいう。以下49-1の5において同じ。)のうち再リースすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。

(見積残存価額)

49-1の5 令第120条第2項に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産(同条第1項第6号に規定する国外リース資産をいう。以下49-1の5までにおいて同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。

(転貸リース)

49-1の6 賃貸人がリース資産(リース取引の目的とされている減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)を居住者又は内国法人に対して賃貸した後、更に当該居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人(以下この項において「非居住者等」という。)に対して当該リース資産を賃貸した場合(非居住者等の専ら国内において行う事業の用に供されている場合を除く。)において、当該リース資産の使用状況及び当該賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に賃貸人から非居住者等に対して直接賃貸したと認められるときは、当該賃貸人の所有する当該リース資産は国外リース資産に該当することに留意する。

〔償却費の計算(令第131条関係)〕

改正後	改正前
<p>(定額法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)</p> <p>49-19 …………… (……………)……………未償却残額、当該減価償却資産に係る改定取得価額又は当該減価償却資産に係る取得価額を基礎とし、……………</p> <p>(旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合)</p> <p>49-20の2 ……………旧定率法を旧定額法に変更した後の償却費の計算……………資本的支出をした場合(令第127条第2項の規定の適用を受けた場合に限る。)には、……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(定額法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)</p> <p>49-19 …………… (……………)……………未償却残額又は当該減価償却資産に係る改定取得価額を基礎とし、……………</p> <p>(定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)</p> <p>49-20の2 ……………旧定率法を旧定額法に変更した後又は定率法を定額法に変更した後の償却費の計算……………資本的支出をした場合には、……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>
<p><u>〔リース資産の償却等〕</u></p>	
<p><u>＜所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義＞</u></p>	
<p>(所有権移転外リース取引に該当しないリース取引に準ずるものの意義)</p> <p>49-30の2 令第120条の2第2項第5号に規定する「これらに準ずるもの」として同号に規定する所有権移転外リース取引(以下49-30の11において同じ。)に該当しないものとは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) リース期間(法第67条の2第3項に規定するリース取引(以下この項、49-30の3から49-30の6まで、49-30の8、49-30の9、49-30の11及び49-30の12において「リース取引」という。)に係る契約において定められたリース資産(同条第1項に規定するリース資産をいう。以下この項、49-30の3、49-30の4、49-30の6から49-30の12までにおいて同じ。)の賃貸借期間をいう。以下49-30の3、49-30の4、49-30の6及び49-30の8から49-30の13までにおいて同じ。)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースをすることがリース取引に係る契約において定められているリース取引(リース取引に係る契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)

(2) 貸貸人に対してそのリース取引に係るリース資産の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該貸貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引

(著しく有利な価額)

(新 設)

49-30の3 リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、貸貸人において当該リース資産につき令第129条に規定する財務省令で定める耐用年数(以下49-30の6、49-30の8及び49-30の13において「耐用年数」という。)を基礎として定率法により計算するものとした場合におけるその購入時の未償却残額に相当する金額(当該未償却残額が当該リース資産の取得価額の5%相当額未満の場合には、当該5%相当額)以上の金額とされているときは、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は令第120条の2第2項第5号ロに規定する「著しく有利な価額」に該当しないものとする。

(専属使用のリース資産)

(新 設)

49-30の4 次に掲げるリース取引は、令第120条の2第2項第5号ハに規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。

(1) 建物、建物附属設備又は構築物(建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構

改正後	改正前
<p><u>建築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃借人に返還されることが明らかなものを除く。)</u>を対象とするリース取引</p> <p>(2) <u>機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃借人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引</u></p> <p><u>(専用機械装置等に該当しないもの)</u></p> <p><u>49-30の5 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、49-30の4の(2)に定めるリース取引には該当しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等</u></p> <p>(2) <u>その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別の仕様を有するもの</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用することができると認められるもの</u></p> <p><u>(形式基準による専用機械装置等の判定)</u></p> <p><u>49-30の6 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の100分の80に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第120条の2第2項第5号ハに規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。

**(識別困難なリース資産)**

(新 設)

49-30の7 令第120条の2第2項第5号ハに規定する「当該目的資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。

**(相当短いものの意義)**

(新 設)

49-30の8 令第120条の2第2項第5号ニに規定する「相当短いもの」とは、リース期間が当該リース資産について定められている耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものとする。

(注) 1 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算出した年数をいう。)により判定を行っているときは、これを認めるものとする。

2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に当該再リースの期間を含めて判定する。

**(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)**

(新 設)

49-30の9 リース取引について、賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、

改正後	改正前
<p><u>リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものは、令第120条の2第2項第5号ニに規定する「当該リース取引に係る賃借人の所得税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;賃借人の処理&gt;</u></p> <p><u>(賃借人におけるリース資産の取得価額)</u></p> <p><u>49-30の10 賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、そのリース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。</u></p> <p><u>(注) 1 再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。ただし、再リースをすることが明らかな場合には、当該再リース料の額は、リース資産の取得価額に含まれる。</u></p> <p><u>2 リース資産を業務の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。</u></p> <p><u>3 本文ただし書によりリース料の額の合計額から利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とする場合には、当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により必要経費の額に算入する。</u></p> <p><u>(リース期間終了の時に賃借人がリース資産を購入した場合の取得価額等)</u></p> <p><u>49-30の11 賃借人がリース期間終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を購入した場合(そのリース取引が令第120条の2第2項第5号イ若しくはロに掲げるもの又はこれらに準ずるものに該当する場合を除く。)には、その購入の直前における当該</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

資産の取得価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とし、当該資産に係るその後の償却費は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算する。

(1) 当該資産に係るリース取引が所有権移転リース取引(所有権移転外リース取引に該当しないリース取引をいう。)であった場合 引き続き当該資産につき選定している償却の方法により計算する。

(2) 当該資産に係るリース取引が所有権移転外リース取引であった場合 当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産(リース資産に該当するものを除く。以下この項において同じ。)につき選定している償却の方法に応じ、それぞれ次により計算する。

イ その選定している償却の方法が定額法である場合 その購入の直前における当該資産の未償却残額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、2年に満たない場合には、2年とする。)に応ずる償却率により計算する。

ロ その選定している償却の方法が定率法である場合 当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応ずる償却率、改定償却率及び保証率により計算する。

(注) 当該年の中途にリース期間が終了する場合の当該年分の償却費の額は、リース期間終了の日以前の期間につきリース期間定額法により計算した金額とリース期間終了の日後の期間につき(2)により計算した金額との合計額による。

#### <賃貸人の処理>

(新 設)

(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産の取得価額)

(新 設)

49-30の12 賃貸人がリース期間の終了に伴いそのリース取引の目的物であった資産に

改正後	改正前
<p><u>つき賃借人から返還を受けた場合には、当該リース期間終了の時に当該資産を取得したものとす。この場合における当該資産の取得価額は、原則として、返還の時の価額によるものとす。ただし、当該リース取引に係る契約において残価保証額の定めがあるときにおける当該資産の取得価額は、当該残価保証額とする。</u></p> <p><u>(注) 1 リース期間の終了に伴い再リースをする場合においても同様とする。</u></p> <p><u>2 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。</u></p> <p><u>(リース期間の終了に伴い取得した資産の耐用年数の見積り等)</u></p> <p><u>49-30の13 賃貸人がリース期間の終了に伴いそのリース取引の目的物であった資産を賃借人から取得した場合における当該資産の償却費の計算は、次のいずれかの年数によることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該資産につき適正に見積もったその取得後の使用可能期間の年数</u></p> <p><u>(2) 次の場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、2年に満たない場合は、2年とする。)</u></p> <p><u>イ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数以上である場合 当該耐用年数の20%に相当する年数</u></p> <p><u>ロ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数に満たない場合 当該耐用年数から当該リース期間を控除した年数に、当該リース期間の20%に相当する年数を加算した年数</u></p> <p><u>&lt;その他&gt;</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)

(新 設)

49-30の14 令第120条第1項第6号に規定する「賃貸借の期間」には、改正前リース取引(同号に規定する改正前リース取引をいう。以下49-30の16において同じ。)のうち再リースをすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。

(注) 令第120の2第1項第6号に規定する「リース期間」及び令第121条の2第1項に規定する「改定リース期間」についても同様とする。

(国外リース資産に係る見積残存価額)

(新 設)

49-30の15 賃貸人が令第120条第2項に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産(同条第1項第6号に規定する国外リース資産をいう。以下49-30の16において同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。

(国外リース資産に係る転貸リースの意義)

(新 設)

49-30の16 賃貸人が旧リース資産(改正前リース取引の目的とされている減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)を居住者又は内国法人に対して賃貸した後、更に当該居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人(以下この項において「非居住者等」という。)に対して当該旧リース資産を賃貸した場合(非居住者等の専ら国内において行う事業の用に供されている場合を除く。)において、当該旧リース資産の使用状況及び当該賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に賃貸人から非居住者等に対して直接賃貸したと認められるときは、当該賃貸人の所有する当該旧リース資産は国外リース資産に該当することに留意する。

改正後	改正前
<p>[償却累積額による償却費の特例及び堅牢な建物等の償却費の特例(令第134条及び第134条の2関係)]</p> <p>(償却費が一定の金額に達したかどうかの判定)</p> <p>49-47 ……令第134条第1項第1号イからホ及び第2号イからハ……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>法第52条((貸倒引当金)関係)</p> <p>[一括評価による繰入れ(第2項関係)]</p> <p>(リース取引に係る貸金)</p> <p><u>52-19の2 法第67条の2第1項により売買があったものとされたリース取引(同条第3項に規定するリース取引をいう。)に係るリース料のうち、その年12月31日において支払期日の到来していないリース料の額の合計額は貸金に該当するものとする。</u></p> <p>法第65条((延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)関係)</p> <p>(賦払の方法)</p> <p>65-1 法第65条第3項第1号……………</p> <p><u>(売買があったものとされたリース取引)</u></p>	<p>[償却累積額による償却費の特例及び堅牢な建物等の償却費の特例(令第134条及び第134条の2関係)]</p> <p>(償却費が一定の金額に達したかどうかの判定)</p> <p>49-47 ……令第134条第1項第1号イからホ……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>法第52条((貸倒引当金)関係)</p> <p>[一括評価による繰入れ(第2項関係)]</p> <p>(新設)</p> <p>法第65条((延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)関係)</p> <p>(賦払の方法)</p> <p>65-1 法第65条第2項第1号……………</p> <p>(新設)</p>

65-2の2 賃貸人が受取リース料を賃貸料として収入金額に計上しており、かつ、法第67条の2第1項の規定の適用によりリース資産(同項に規定するリース資産をいう。以下この項において同じ。)の売買があったものとされた場合には、賃貸人はそのリース取引(同項に規定するリース取引をいう。以下この項及び65-8において同じ。)に係る収入金額及び費用の額の計算につき、法第65条第1項の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間(リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間をいう。以下65-8において同じ。)中に收受すべきリース料の額の合計額を令第188条に規定する「延払条件付販売等の対価の額」として取り扱う。

(注) 1 そのリース取引が行われた日の属する年の翌年以後の年分において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する年の前年以前の各年分についての当該リース取引に係る収入金額及び費用の額は、原則として、令第188条に規定する延払基準の方法により計算した収入金額及び費用の額とする。

2 再リース料の額は、再リースをすることが明らかな場合を除き、延払条件付販売等の対価の額に含めないで、その收受すべき日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

(延払損益計算の基礎となる手数料の範囲)

65-3 令第188条第1項第1号……………

(注) ……………

(延払基準の計算単位)

65-5 令第188条第1項……………

(履行期日前に受領した手形)

65-7 ……………令第188条第1項第1号……………

(延払損益計算の基礎となる手数料の範囲)

65-3 令第188条……………

(注) ……………

(延払基準の計算単位)

65-5 令第188条……………

(履行期日前に受領した手形)

65-7 ……………令第188条……………

改正後	改正前
<p>(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)</p> <p>65-8 ……、<u>賦払期間(リース取引にあっては、リース期間)の中途において延払条件付販売等……延払損益の額を除外した金額(リース取引にあっては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該金額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額)</u>をもってその資産を取得したものとする。ただし、当該合計額(リース取引にあっては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額)……</p> <p>……</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>65-9 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(注) <u>法第65条第2項の規定の適用においても同様とする。</u></p> <p>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</p> <p>65-10 ……</p> <p>(注) <u>法第65条第2項の規定の適用においても同様とする。</u></p> <p>(延払条件付販売等に係る収入金額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>65-11 ……<u>延払条件付販売等(同条第2項に規定するリース譲渡を除く。)</u>……</p> <p>……</p> <p><u>法第67条の2((リース取引に係る所得の金額の計算))関係</u></p>	<p>(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)</p> <p>65-8 ……延払条件付販売等……延払損益の額を除外した金額をもってその資産を取得したものとする。ただし、当該合計額……</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>65-9 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</p> <p>65-10 ……</p> <p>(延払条件付販売等に係る収入金額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>65-11 ……延払条件付販売等……</p> <p>(新設)</p>

<リース取引の意義>

(新 設)

(解除をすることができないものに準ずるものの意義)

(新 設)

67の2-1 法第67条の2第3項第1号に規定する「これに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。

(1) 資産の賃貸借に係る契約に解約禁止条項がない場合であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、賃借人が、当該賃貸借に係る賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)を支払うこととされているもの

(2) 資産の賃貸借に係る契約において、当該賃貸借期間中に解約をする場合の条項として次のような条件が付されているもの

イ 賃貸借資産(当該賃貸借の目的となる資産をいう。以下この項及び67の2-2において同じ。)を更新するための解約で、その解約に伴いより性能の高い機種又はおおむね同一の機種を同一の賃貸人から賃貸を受ける場合は解約金の支払を要しないこと。

ロ イ以外の場合には、未経過期間に対応するリース料の額の合計額(賃貸借資産を処分することができたときは、その処分価額の全部又は一部を控除した額)を解約金とすること。

(おおむね100分の90の判定等)

(新 設)

67の2-2 令第197条の2第2項に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。

(1) 資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額をリース料の額に加算する。この場合、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価に相当する金額を購入価額とす

改正後	改正前
<p>る。</p> <p><u>(注) 残価とは、賃貸人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。</u></p> <p><u>(2) 資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃貸人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算する。</u></p> <p><u>(注) 67の2-1の(1)の判定においても同様とする。</u></p> <p><u>(これらに準ずるものの意義)</u></p> <p><u>67の2-3 令第197条の2第1項に規定する「これらに準ずるもの」として同項第1号及び第2号に掲げる要件に準ずる土地の賃貸借とは、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 賃貸借期間の終了後、無償と変わらない名目的な賃料によって賃貸借に係る契約の更新をすることが賃貸借に係る契約において定められている賃貸借(契約書上そのことが明示されていない賃貸借であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</u></p> <p><u>(2) 賃貸人に対してその賃貸借に係る土地の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人の賃借料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっている賃貸借</u></p>	<p>(新 設)</p>

## ＜金銭の貸借とされるリース取引＞

(新 設)

### (金銭の貸借とされるリース取引の判定)

(新 設)

67の2-4 法第67条の2第2項に規定する「一連の取引」が同項に規定する「実質的に金銭の貸借であると認められるとき」に該当するかどうかは、取引当事者の意図、その資産の内容等から、その資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。したがって、例えば、次に掲げるようなものは、これに該当しないものとする。

(1) 譲渡人が資産を購入し、当該資産をリース取引(同条第3項に規定するリース取引をいう。以下67の2-5において同じ。)に係る契約により賃借するために譲受人に譲渡する場合において、譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等として経理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの

イ 多種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること。

ロ 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること。

ハ 既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること。

(2) 業務の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のために行われるもの

### (借入金として取り扱う売買代金の額)

(新 設)

67の2-5 法第67条の2第2項の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受け入れた金額は、借入金の額として取り扱い、譲渡人がリース期間(リース取引に係る契約において定められたその資産の賃貸借期間をいう。以下67の2-6において同じ。)中に支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額については、当該借入金の返済をすべき金額(以下この項において

改正後	改正前
<p><u>「元本返済額」という。）として取り扱う。この場合において、譲渡人が各年分に支払うリース料の額に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものと処理しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</u></p> <p><u>67の2-6 法第67条の2第2項の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、譲受人がリース期間中に収受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、譲受人が各年分に収受するリース料の額に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</u></p> <p>法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係</p> <p>(削 除)</p>	<p>(新 設)</p> <p>法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係</p> <p><u>(郵便等に係る減額申請書の提出時期)</u></p> <p><u>111-1 法第112条第1項((予定納税額の減額の承認の申請手続))に規定する減額申請書が郵便又は信書便により提出された場合における当該申請書の提出期限については、110-1の取扱いに準ずる。</u></p>

附 則

(経過の取扱い(1)……貸金業法の施行に伴う改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の 36-8 の 5 の取扱いは、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)の施行の日(平成 19 年 12 月 19 日)から適用する。

(経過の取扱い(2)……棚卸資産の評価に関する改正通達の適用時期等)

この法令解釈通達による改正後の 47-8 の 2 から 47-13 の取扱いは、平成 20 年分の所得税から適用し、平成 19 年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(経過の取扱い(3)……リース取引に関する改正通達の適用時期等)

この法令解釈通達による改正後の 36・37 共-24 から 36・37 共-47 まで、49-1 の 4 から 49-1 の 6 まで、49-30 の 2 から 49-30 の 16 まで、52-19 の 2、65-1 から 65-11 まで及び 67 の 2-1 から 67 の 2-6 までの取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結される契約に係る法第 67 条の 2 第 3 項に規定するリース取引について適用し、同日前に締結された契約に係る所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 19 年政令第 82 号)による改正前の令第 184 条の 2 第 3 項に規定するリース取引については、なお従前の例による。

(新 設)